



「福祉タクシー事業」から

「タクシー助成制度」へ

「名前も内容も変わります」

1. 変更の理由

4月から、現在の「福祉タクシー」事業の名称を「タクシー助成制度」に変えるとともに、その中身も大幅に変更します。

今後は、住民のみなさんの交通は、**予約型交通（仮称）**を含む**公共交通機関を基本とし**、心身の状況によりそれらの利用が難しい方を対象とした**「外出支援事業」**をこれに加えたしくみになります。「町がタクシー料金の一部を助成する事業は、それらを補完するものである」という原点に立ち返り、各交通施策のバランスも考慮して制度の再構築を行いました。

現在の福祉タクシー事業は、「高齢者の方や障がいのある方を対象に、住み慣れた地域社会で自立した生活が送れるよう支援する」と目的とした事業で、対象の方がタクシーを利用されたとき、料金の3分の2を補助するというものです。ほかの自治体には例を見ない手厚い助成内容です。

しかし、新しい交通体系のもとでは「福祉タクシー事業」の対象であつた方でも、ある程度元気な方は予約型交通の対象となります。予約型交通などの公共交通機関の利用が

可能な方には、できるだけそれらを使っていただいたり、家族や近隣の方々の助けや支援も含め、多様な資源をいかしていくことも求められます。

なお、将来的には、町内の交通は予約型交通と外出支援事業のいつそその充実を図つて、いくことで対応するものとします。したがって、タクシー料金の助成は、町内エリアの交通施策としては過渡的なものとし、外出支援事業の対象とならない高齢者等の、町外通院のための手段としてシフトさせていく方針です。

2. 利用の現状は

「タクシー助成制度」の料金体系については、特に予約型交通との利便性の差も考慮しながら、均衡が取れるよう慎重に検討しました。

